

平成20年11月28日

インターネットバンキングサービス
ご契約者各位

大阪市信用金庫

インターネットバンキングサービス利用規定の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では平成20年8月1日(金)から、個人のお客様の盗難通帳等やインターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻し被害についても、補償をさせていただくこととなりました。

これにともない、インターネットバンキングサービス利用規定を変更いたしましたのでお知らせします。

今後とも、当金庫をご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

利用規定の主な変更内容

1. 市信パーソナルダイレクトご利用のお客様

市信インターネットバンキングサービス利用規定の第15条「パスワードの盗取等による不正な資金移動等」の追加

2. 市信ビジネスダイレクトご利用のお客様

市信法人インターネットバンキングサービス利用規定の第12条「パスワードの盗取等による不正な資金移動等」の追加

3. 利用規定の掲載

変更後の利用規定は各サービストップページ左の「ご利用規定」に掲載しておりますのでご確認ください。

以 上